



福岡医発第 1409 号 (地)
令和 6 年 8 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について

さて、標記の件につきましては、令和 5 年 3 月 31 日付け福岡医発第 3541 号 (地) にて、貴会宛てご連絡したところです。

今般、本県所管の各福祉事務所においても、従来からの取組みに加え、新たに向精神薬以外の重複投薬及び多剤投与の適正化に向けた事業を実施する旨、別添のとおり福岡県福祉労働部保護・援護課より協力依頼がありました。

本会といたしましては、令和 6 年 8 月 8 日開催の本会第 15 回全理事会において協議の結果、本事業に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、各地方自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の重複投薬及び多剤投与に係る協力依頼等があった際にはご協力をいただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 新たな事業の目的

生活保護の医療扶助における外来患者のうち、重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導援助を行い、これら患者の支援の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することを目的とする。

2 協力依頼内容

新たな事業の実施にあたり、令和 6 年度以降、以下のとおり対応される場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

- (1) 福祉事務所が重複投薬又は多剤投与の指導対象者を選定するにあたり、嘱託医や薬剤師等と協議した結果、主治医訪問の必要性があると判断さ

れた者については、福祉事務所が主治医訪問を行い、主治医から意見を聴取させていただく場合があります。

(2) 重複投薬の指導対象者のうち、処方されている薬剤の総量や頻度が顕著に多い場合は、本人へ指導した上で、福祉事務所が医療機関・薬局に対して、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力要請をさせていただく場合があります。

(3) 多剤投与の指導対象者について、福祉事務所が対象者に適正な処方種類の目安等の指導を行うとともに、必要に応じ、指導の結果等について医療機関・薬局に対して情報提供をさせていただく場合があります。

(4) 多剤投与の指導対象者のうち、服薬管理方法の見直し等が必要な場合又は処方内容の調整が必要と考えられる場合は、福祉事務所が対象者に対して、服薬に関する医療機関・薬局への相談勧奨を行う場合があります。

なお、処方内容の調整が必要と考えられる場合は、福祉事務所が医療機関・薬局に対して協力要請をさせていただく場合があります。

3 その他

本事業の実施主体は福祉事務所であり、該当の生活保護受給者と医療機関・薬局の間に本事業によるトラブルが生じた場合、福祉事務所が責任をもって対応するとされております。

以上

令和 6 年 6 月 1 8 日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長
(保護医療係)



生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について（協力依頼）

平素から生活保護行政の適正な運営に御協力いただき深謝いたします。

生活保護の医療扶助について、本県では従来から向精神薬の重複投薬に着目した適正化事業を実施しており、貴会にも御協力いただいているところです。

今般、「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和 5 年 3 月 1 4 日社援保発 0314 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）が発出され、本県所管の各福祉事務所においても、従来からの取組みに加え、新たに重複投薬（向精神薬を除く。）（以下「重複投薬」という。）及び多剤投与の適正化に向けた事業を実施することとしています。

つきましては、新たな事業の実施にあたり、下記のとおり御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 新たな事業の目的

生活保護の医療扶助における外来患者のうち、重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導援助を行い、これら患者の支援の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することを目的とする。

2 協力依頼内容

新たな事業の実施にあたり、令和 6 年度以降、以下のとおり対応させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

- (1) 福祉事務所が重複投薬又は多剤投与の指導対象者を選定するにあたり、嘱託医や薬剤師等と協議した結果、主治医訪問の必要性があると判断された者については、福祉事務所が主治医訪問を行い、主治医から意見を聴取させていただく場合があります。
- (2) 重複投薬の指導対象者のうち、処方されている薬剤の総量や頻度が顕著に多い場合は、本人へ指導した上で、福祉事務所が医療機関・薬局に対して、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力要請をさせていただく場合があります。

- (3) 多剤投与の指導対象者について、福祉事務所が対象者に適正な処方種類数の目安等の指導を行うとともに、必要に応じ、指導の結果等について医療機関・薬局に対して情報提供をさせていただきます場合があります。
- (4) 多剤投与の指導対象者のうち、服薬管理方法の見直し等が必要な場合又は処方内容の調整が必要と考えられる場合は、福祉事務所が対象者に対して、服薬に関する医療機関・薬局への相談勧奨を行う場合があります。なお、処方内容の調整が必要と考えられる場合は、福祉事務所が医療機関・薬局に対して協力要請をさせていただきます場合があります。

3 その他

本事業の実施主体は福祉事務所であり、該当の生活保護受給者と医療機関・薬局の間に本事業によるトラブルが生じた場合、福祉事務所が責任をもって対応します。



社援保発 0314 第 1 号
令和 5 年 3 月 14 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号社会局長通知）等により、その適正な運営についてお願いしているところである。

今後、医療扶助の更なる適正な運営に向けては、重複投薬の是正を始め、医薬品の適正使用を推進することが重要である。一方、医療扶助では、主に向精神薬の重複投薬に着目した取組は行っているものの、向精神薬以外の重複投薬の是正や多剤投与の適正化に着目した取組は広く実施されていない。

また、複数疾患を有する患者では、併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっているとの指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められている。

このような状況を踏まえ、今般、下記のとおり対応を定めるので、了知の上、管内実施機関及び関係機関に周知されたい。

1 趣旨目的

医療扶助における外来患者について、重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者（以下「重複・多剤投与者」という。）について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導援助を行い、これら患者の支援の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することを目的とする。

なお、多剤投与の指導対象者を選定するためのスクリーニングは一律の基準を用いて行うが、複数種類の医薬品の投与の適否については一概に判断できないため、一律に一定種類以上の医薬品の投与を是正することを目的とし

た取組は適当ではないことに留意が必要である。

2 重複・多剤投与の指導対象者の把握方法

(1) 処方内容等把握対象者の選定

福祉事務所においては、重複・多剤投与の指導対象者を選定するため、生活保護等版レセプト管理システムを活用し、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）から、以下のア及びイの基準に該当する者を抽出する。そのうち、施設入所者及び薬剤師による訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導の利用者を除いた者について、それぞれ処方内容や受診状況等（以下「処方内容等」という。）を把握する。

処方内容等を把握する月については、1年のうち2月以上設定すること。

ア 重複投薬者

同一月内に同一成分の医薬品（向精神薬を除く。）を2つ以上の医療機関から処方されている者とする。

イ 多剤投与者

同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者とする。

(2) 重複・多剤投与者の指導台帳の作成

処方内容等把握対象者について、別紙1－1及び別紙2－1を参考にして重複・多剤投与者の指導台帳（以下「指導台帳」という。）をそれぞれ作成し、必要事項を記載すること。

(3) 嘱託医や薬剤師等との協議

処方内容等把握対象者について、レセプトや医療要否意見書等から処方内容や受診状況の全体を把握する。また、複数種類の医薬品の投与の適否については一概に判断できない点に留意しつつ、服薬状況等の情報も踏まえ、重複・多剤投与の指導対象とするか否かを嘱託医や薬剤師等と協議し、その協議の結果を指導台帳に記載する。

なお、協議の結果、指導対象者を確定するために主治医訪問の必要性があると判断された者については、主治医訪問を行い、主治医から意見を聴取するほか、必要に応じて対象者に対する個別訪問等により確認した服薬状況や薬局薬剤師から聴取した情報等も踏まえて指導対象とするか否かを嘱託医や薬剤師等と協議すること。

多剤投与の指導対象とすべきと判断した者については、個々の抱える問題を踏まえ、適正な処方種類数の目安の設定や指導内容等を協議し、その内容を指導台帳に記載すること。

(4) 重複・多剤投与の指導対象者

処方状況等把握対象者のうち、2(3)の協議により指導すべきと判断した者を重複・多剤投与の指導対象者とする。

(5) 指導台帳の決裁及び援助方針の見直し

重複・多剤投与の指導対象者と判断された者について、指導台帳を決裁に付すとともに、援助方針の見直しを行うこと。

3 重複・多剤投与者に対する指導

(1) 実施体制

指導に当たっては、医師や薬剤師等医療関係者と連携し指導することが重要となるため、福祉事務所は、地域の実情に応じて、庁内の関係部局、地域の医療機関・薬局や医師会・薬剤師会等の関係機関との連携体制の構築を含め、実施体制の確立を図ること。

また、指導にあたる薬剤師等に対して、対象者の世帯状況等に関する十分な事前説明を行うとともに、対象者に係るプライバシーの保護に十分留意させること。

(2) 指導方法

ア 重複投薬者

指導台帳の決裁終了後、重複投薬者については、速やかに適正受診指導を行うこと。また、重複投薬の指導対象者のうち、処方されている薬剤の総量や頻度が顕著に多い場合は、本人へ指導した上、当該対象者が受診した医療機関・薬局に対して、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力要請を行うこと。

イ 多剤投与者

指導台帳の決裁終了後、多剤投与者については、2(3)で協議した内容に沿って指導を行うとともに、必要に応じ、指導の結果等について医療機関・薬局に対して情報提供を行うこと。

多剤投与者に対する指導内容としては、例えば以下が考えられる。

- ・ 服薬管理方法の見直し等が必要な者に対する薬の管理方法・服薬の工夫に関する助言、お薬手帳の活用方法の助言、服薬に関する医療機関・薬局への相談勧奨
- ・ 不適切な受診行動がみられた者に対する適正受診指導
- ・ 指導対象者への薬剤通知や普及啓発パンフレットの送付

また、多剤投与の指導対象者のうち、処方内容の調整が必要と考えられる場合は、医療機関・薬局に対して協力要請するとともに、本人に対して医療機関・薬局への相談勧奨を行い、必要に応じて同行すること。

なお、重複・多剤投与の指導対象者が頻回受診指導の対象者と重複する場合は、一体的に指導すること。

4 改善状況の確認

(1) 方法

指導の結果、受診行動や処方種類数等が改善されたかどうかについては、翌月のレセプトにより確認すること。

(2) 改善された者への対応

改善された者とは、指導の翌月のレセプトにおいて、重複投薬者では不適切な受診が是正された者、多剤投与者では2(3)の協議により設定された適正な処方種類数の目安以下となった者である。改善が認められた場合は、指導台帳から削除するが、薬剤の減薬や変更等による健康影響がないか経過観察を行うこと。

(3) 改善されていない者への対応

改善されていない者については、設定された適正な処方種類数の目安、指導内容等を嘱託医や薬剤師等と再度協議し、必要な指導を行うとともに、当初の指導から6か月を経過しても改善が見られない場合は、改善されない理由を分析し、今後の援助方針を検討すること。

また、頻回受診指導の対象者と重複する者で改善されていない者については、「頻回受診者に対する適正受診指導について」(平成14年3月22日付け社援保発第0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づく頻回受診者に対する適正受診指導における対応方針に沿って一体的に対応すること。

5 報告

(1) 本庁への情報提供

福祉事務所長は、指導台帳に登載されている者のうち、前年度(毎年4月診療分から翌年3月診療分まで)における重複・多剤投与者に対する指導結果の状況を、別紙1-2及び別紙2-2により毎年6月末までに本庁あて情報提供すること。

(2) 厚生労働省への情報提供

本庁は、上記の結果を取りまとめ、別紙1-3及び別紙2-3により毎年7月末日までに厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室宛て情報提供すること。

6 本庁の福祉事務所に対する指導監査

本庁は、福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、重複・多剤投与者に対する指導援助の状況を確認すること。

なお、当該指導が未実施である福祉事務所、又は実施方法に問題のある福祉事務所に対しては、適切に実施できない背景として、どのような問題があるかなど、原因を踏まえた上で、適切な指導・助言を行うこと。

地区担当者名: _____

処方内容等把握対象者における重複投薬者の指導台帳

ケース番号	氏名	年齢	受診医療機関	重複投薬されている医薬品						嘱託医や薬剤師等協議結果	主治医からの主な聴取内容	援助方針	備考
				医薬品名	使用量	点数	回数	使用量 × 回数	点数 × 回数				
										1. 重複投薬の指導対象である 2. 重複投薬の指導対象ではない (特記事項)			
										1. 重複投薬の指導対象である 2. 重複投薬の指導対象ではない (特記事項)			
										1. 重複投薬の指導対象である 2. 重複投薬の指導対象ではない (特記事項)			
										1. 重複投薬の指導対象である 2. 重複投薬の指導対象ではない (特記事項)			
										1. 重複投薬の指導対象である 2. 重複投薬の指導対象ではない (特記事項)			

別紙1-2

〇〇年度 重複投薬者に対する服薬指導結果について

(福祉事務所) 名

処方内容等把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	嘱託医や薬剤師等協議の結果、指導対象外となった者(適切な受診であった者)	やむを得ない理由※1により指導が実施できない者	指導対象者数	指導実施者数		備考※2
					うち改善された者	

※1 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

※2 通知に示された基準以外の方法で抽出している場合はその具体的な方法を記載する。

(注)処方内容等把握対象者数(指導台帳の記載人数)のうち、改善等により指導台帳から削除された者については、削除された年度においてのみ計上する。

〇〇年度 重複投薬者に対する指導結果について

(都道府県・市) 名

福祉事務所名	処方内容等把握対象者数	嘱託医や薬剤師等との協議の結果、指導対象外となった者(適切な受診であった者)	やむを得ない理由※1により指導が実施できない者	指導対象者数	指導実施者数		備考※2
						うち改善された者	
				0			
				0			
				0			
				0			
				0			
計	0	0	0	0	0	0	

※1 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

※2 通知に示された基準以外の方法で抽出している場合はその具体的な方法を記載する。

地区担当署名: _____

ケース番号	氏名	年齢	把握月	処方種類数	処方内容	受診状況		服薬状況等	嘱託医や薬剤師等協議結果	適正処方 種類数の目安	指導内容	主治医からの主な聴取内容	援助方針	備考
						医療機関数	薬局数							
									1. 多剤投与の指導対象である 2. 多剤投与の指導対象ではない (特記事項)					
									1. 多剤投与の指導対象である 2. 多剤投与の指導対象ではない (特記事項)					
									1. 多剤投与の指導対象である 2. 多剤投与の指導対象ではない (特記事項)					
									1. 多剤投与の指導対象である 2. 多剤投与の指導対象ではない (特記事項)					
									1. 多剤投与の指導対象である 2. 多剤投与の指導対象ではない (特記事項)					

別紙2-2

〇〇年度 多剤投与者に対する服薬指導結果について

(福祉事務所) 名

処方内容等把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	嘱託医や薬剤師等協議の結果、指導対象外となった者	やむを得ない理由※1 により指導が実施できない者	指導対象者数	指導実施者数	うち改善された者※2			備考※5
					人数	改善された処方種類数※3	改善された調剤費※4	

※1 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

※2 適正な処方種類数の目安以下となった者である。

※3 指導により把握月から改善された処方種類数を記載する。

※4 指導により改善された処方種類数に係る薬剤費を記載する。

※5 通知に示された基準以外の方法で抽出している場合はその具体的な方法を記載する。

(注) 処方状況等把握対象者数(指導台帳の記載人数)のうち、改善等により指導台帳から削除された者については、削除された年度においてのみ計上する。

福祉事務所名	処方内容等把握対象者数	嘱託医や薬剤師等との協議の結果、指導対象外となった者(適切な処方であった者)	やむを得ない理由※1により指導が実施できない者	指導対象者数	指導実施者数			備考※5
					うち改善された者※2			
					人数	改善された処方種類数※3	改善された調剤費※4	
				0				
				0				
				0				
				0				
				0				
計	0	0	0	0	0	0	0	

※1 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

※2 適正な処方種類数の目安以下となった者である。

※3 指導により把握月から改善された処方種類数を記載する。

※4 指導により改善された処方種類数に係る薬剤費を記載する。

※5 通知に示された基準以外の方法で抽出している場合はその具体的な方法を記載する。